省　令

○総務省令第百号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十一月五日

総務大臣　武田　良太

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別図第九号　有効範囲（第45条の12の７関係） １　ローカライザ ［(1)・(2)　略］ ［注１　略］ ２　電界強度は，40μV／m以上であること。ただし，ＩＬＳグライド・パス上及びコース・セクタ（コース・ラインを含む水平面において，ＤＤＭの値が0.155以下となる扇形状の区域であつてコース・ラインを含むものをいう。別図第十一号参照）内であつて，Ｃから18.5kmの距離以内で，かつ，滑走路の末端を含む水平面から30mの高さ以上の範囲内においては，90μV／m以上であること。 ［注３～５　略］ ［２・３　略］	**別図第九号**　有効範囲（第45条の12の７関係） １　ローカライザ ［(1)・(2)　同左］ ［注１　同左］ ２　電界強度は，40μV／m以上であること。ただし，ＩＬＳグライド・パス上及びコース・セクタ（コース・ラインを含む水平面において，ＤＤＭの値が0.155以下となる扇形状の区域であつてコース・ラインを含むものをいう。別図第十一号参照）内であつて，Ｃから18.5kmの距離以内で，かつ，滑走路の末端を含む水平面から60mの高さ以上の範囲内においては，90μV／m以上であること。 ［注３～５　同左］ ［２・３　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。